

経済産業省告示第760号

平成13年12月28日

最終改正 経済産業省告示第207号

平成25年9月27日

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)第二号及び第三号の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。

- 一 その貨物の輸出に関し、輸入者等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の輸出者が入手した文書等
- 二 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項**第三号イ**に規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等
- 三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等